

危険空き家除却工事補助金の事前調査申請を受け付けます

管理不全で周辺に悪影響を及ぼしている空き家を除却・解体する費用の一部を補助するもので、対象となる空き家かを判定する事前調査申請を受け付けます。

対象となる空き家 次の要件を全て満たすもの

- ・倒壊や、部材の落下・飛散の危険があるなど、一定の基準に該当するもの（現地調査で判定）
- ・1年以上使用されていないこと
- ・専用住宅または住宅部分が延床面積の2分の1以上の併用住宅（長屋・共同住宅は対象外）

対象者 空き家の所有者または相続人 ※法人は対象外

補助要件 ①市税の滞納がないこと

②対象空き家に共有者、複数の相続人がいる場合などは、全ての人から同意を得ること

補助額 対象工事費の5分の2（上限50万円） ※家財道具の撤去、運搬、処分経費は対象外

注意点 事前調査申請による現地調査での判定後に、別途本申請が必要です。詳しくは、工事契約締結や着手前に必ずご相談ください。

問い合わせ 市生活環境課 市民生活係 ☎27-8451

令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります

令和6年度から、森林環境税が1人当たり年額1,000円課税されます。市民税・県民税均等割と併せて市が徴収し、その税収の全額が、森林環境譲与税として市町村や都道府県へ譲与されます。

なお、平成26年度から東日本大震災を教訓とする防災のための施策財源として、個人住民税均等割額に1人年額1,000円が加算されていましたが、この臨時的措置が令和5年度で終わるため、課税される均等割額の総額は変わりません。

税目		令和5年度まで	令和6年度から
国税	森林環境税	—	1,000円
市民税	市民税均等割	3,500円	3,000円
県民税	県民税均等割(いわての森林づくり県民税含む)	2,500円	2,000円
計		6,000円	6,000円



問い合わせ 市税務課 市民税係 ☎27-8481

県産木材を使った住宅の新築・リフォームを支援します

県産木材を使った住宅の新築・リフォーム費用を一部補助します。

対象者 ・県内に自ら居住するため、金融機関から住宅ローンの貸付を受けて住宅を新築する人
・県内に自ら居住するため、住宅をリフォームする人

対象住宅 令和6年4月1日以降に着工し、令和7年3月15日までに工事が完成する住宅

補助額 最大50万円 ※各種補助要件があるため、詳しくはホームページをご確認ください

その他 予算がなくなり次第受付終了

問い合わせ 補助制度について 県農林水産部 林業振興課 ☎019-629-5773
申請受付について 県木材産業協同組合 ☎019-624-2141



いわて環境の森整備事業

県では「いわての森林づくり県民税」を活用して、公益上重要でありながら、手入れの行き届いていない人工林（スギやカラマツなど）を所有者の皆さんに代わって間伐しています。間伐は森を元気にする大事な作業です。皆さんの森に元気を取り戻し、次の世代に引き継ぎましょう。

問い合わせ 沿岸広域振興局 農林部 ☎27-5524

住宅への助成や耐震診断をご利用ください

募集期限
9月30日(月)
(先着順)

市は、住宅関係の助成事業や耐震診断を行っています。契約や工事を行う前に手続きが必要ですので、事前に市都市計画課にご相談ください。

1 安全安心リフォーム工事助成事業

次のバリアフリーリフォーム工事を行う費用の一部を補助します。

対象住宅	申請者が床面積の2分の1以上を所有する住宅(併用住宅の場合は住居部分)
対象工事	次の全ての要件を満たす工事 ・床の段差解消・手すり設置(1室以上) ・家具などの転倒防止器具を2カ所以上設置 上記に加え、住宅の修繕、補修、模様替えなどの住宅の機能維持や、機能向上のための改築、増築のリフォーム工事
補助額	工事費用の3分の2(上限20万円)
施工者条件	県内に住所を持つ個人事業者や県内に本店を置く法人
募集件数	20件

2 かけ地近接等危険住宅移転事業

危険住宅の移転を行う費用の一部を補助します。

対象	次の区域の「危険住宅」の移転を行う人(空家不可) イ 災害危険区域 ロ 建築制限区域 ハ 土砂災害特別警戒区域
対象費用	①危険住宅の除却工事(撤去費・動産移転費・跡地整備費など)に要する費用 ②危険住宅に代わる住宅の建設や購入に要する資金を、金融機関などから借り入れた場合の当該借入金利子の支払いに要する費用(これに必要な土地の取得を含む)
補助額	①除却工事などに要する費用の額(上限97万5,000円) ②建設や購入などに係る当該借入金利子に相当する額(予算の範囲内)
※申請の前に、まずご相談下さい(令和7年度以降に補助申請いただく場合があります)	

3 木造住宅耐震診断等事業

耐震診断士による木造住宅の耐震診断を行います。

対象住宅	次の全てに該当する住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅(持家・貸家を問いません) ・在来軸組構法、伝統構法による木造住宅 ・2分の1以上が住宅の用途 ・過去にこの制度を利用していないこと
耐震診断の額	3,000円(条件により無料になる場合があります)
その他	家具などの転倒防止器具の取り付けを、3カ所まで無料で実施(取り付け・器具代含む)
募集件数	2件

4 木造住宅耐震補強工事助成事業

木造住宅やブロック塀などの耐震補強工事を行う費用の一部を補助します。

対象建築物	次の全てに該当する建築物 ・昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅(持家・貸家を問いません) ・在来軸組構法、伝統構法による木造住宅 ・2分の1以上が住宅の用途 ・診断結果により、(一財)日本建築防災協会が定めた基準値(総合評価1.0以上)に耐震補強するもの
対象築造物	次の全てに該当する築造物 ・道路や避難道路沿いに建つ住宅に付随する、危険なブロック塀や擁壁などのうち、道路に面する部分 ・建築基準法で定める基準以上で耐震補強を実施、撤去または生垣に造り替えるもの
対象者	次の全てに該当する人 ・市税その他市に対する債務を滞納していないこと ・過去にこの制度による補助を受けていないこと
対象費用	耐震改修計画作成や耐震改修に要した経費
補助額	次のどちらかに限る ・対象建築物経費の5分の4以内の額(上限100万円) ※建築物と築造物を同時に工事する場合も上記と同様の額 ・対象築造物経費の3分の2以内の額(上限20万円)
施工者条件	県内に住所を持つ個人事業者や県内に本店を有する法人
募集件数	若干数(予算の範囲内)

問い合わせ 市都市計画課 建築住宅係 ☎27-8435